

特定集中治療室等における 重症度、医療・看護必要度の見直し

骨子【I-1 (4)】

第1 基本的な考え方

特定集中治療室等における重症患者に対する評価を充実させるとともに評価の簡素化を図るため、特定集中治療室用及びハイケアユニット用の「重症度、医療・看護必要度」の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」のA項目、B項目及び基準について見直しを行うとともに、特定集中治療室管理料の施設基準の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【特定集中治療室管理料】 [施設基準]</p> <p>特定集中治療室管理料1及び2 特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を9割以上入院させていること。</p> <p>特定集中治療室管理料3及び4 特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を8割以上入院させていること。 [「重症度、医療・看護必要度」の基準]</p>	<p>【特定集中治療室管理料】 [施設基準]</p> <p>特定集中治療室管理料1及び2 特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を<u>8割以上</u>入院させていること。</p> <p>特定集中治療室管理料3及び4 特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を<u>7割以上</u>入院させていること。 [「重症度、医療・看護必要度」の基準]</p>

<p>A項目の得点が3点以上かつB項目の得点が3点以上であること。</p> <p>(1) A項目（モニタリング及び処置等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 心電図モニターの管理 1点 ② 輸液ポンプの管理 1点 ③ シリンジポンプの管理 1点 ④ 動脈圧測定 1点 ⑤ 中心静脈圧測定 1点 ⑥ 人工呼吸器の装着 1点 ⑦ 輸血や血液製剤の管理 1点 ⑧ 肺動脈圧測定 1点 ⑨ 特殊な治療法等 1点 <p>(2) B項目（患者の状況等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 寝返り 1～2点 ② 起き上がり 1点 ③ 座位保持 1～2点 ④ 移乗 1～2点 ⑤ 口腔清潔 1点 	<p>A項目の得点が4点以上かつB項目の得点が3点以上であること。</p> <p>(1) A項目（モニタリング及び処置等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 心電図モニターの管理 <u>1点</u> ② 輸液ポンプの管理 <u>1点</u> ③ シリンジポンプの管理 <u>1点</u> ④ 動脈圧測定 <u>2点</u> ⑤ 中心静脈圧測定 <u>2点</u> ⑥ 人工呼吸器の装着 <u>2点</u> ⑦ 輸血や血液製剤の管理 <u>2点</u> ⑧ 肺動脈圧測定 <u>2点</u> ⑨ 特殊な治療法等 <u>2点</u> <p>(2) B項目（患者の状況等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 寝返り 1～2点 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ② 移乗 1～2点 ③ 口腔清潔 1点 ④ <u>食事摂取 1～2点</u> ⑤ <u>衣服の着脱 1～2点</u> ⑥ <u>診療・療養上の指示が通じる 1点</u> ⑦ <u>危険行動 2点</u>
---	---

2. ハイケアユニット用の「重症度、医療・看護必要度」のB項目について、評価の簡素化を図るため、一般病棟用の評価と統一する。

現 行	改定案
【ハイケアユニット入院医療管理料】 [「重症度、医療看護必要度」の基準]	【ハイケアユニット入院医療管理料】 [「重症度、医療看護必要度」の基準]

<p>A項目の得点が3点以上かつB項目の得点が7点以上であること。</p> <p>(1) A項目（モニタリング及び処置等） 略</p> <p>(2) B項目（患者の状況等）</p> <p>① 床上安静の指示 1点</p> <p>② どちらかの手を胸元まで持ち上げられる 1点</p> <p>③ 寝返り 1～2点</p> <p>④ 起き上がり 1点</p> <p>⑤ 座位保持 1～2点</p> <p>⑥ 移乗 1～2点</p> <p>⑦ 移動方法 1点</p> <p>⑧ 口腔清潔 1点</p> <p>⑨ 食事摂取 1～2点</p> <p>⑩ 衣服の着脱 1～2点</p> <p>⑪ 他者への意思の伝達 1～2点</p> <p>⑫ 診療・療養上の指示が通じる 1点</p> <p>⑬ 危険行動 1点</p>	<p>A項目の得点が3点以上かつB項目の得点が4点以上であること。</p> <p>(1) A項目（モニタリング及び処置等） 略</p> <p>(2) B項目（患者の状況等）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 寝返り 1～2点 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 移乗 1～2点 <u>(削除)</u></p> <p>③ 口腔清潔 1点</p> <p>④ 食事摂取 1～2点</p> <p>⑤ 衣服の着脱 1～2点 <u>(削除)</u></p> <p><u>⑥ 診療・療養上の指示が通じる</u> 1点</p> <p><u>⑦ 危険行動</u> 2点</p>
---	---

[経過措置]

平成 28 年 3 月 31 日に当該入院料の届出を行っている病棟については、平成 28 年 9 月 30 日までの間、上記の基準を満たしているものとする。